

デジタルアーカイブ 推進コンソーシアム Newsletter

No. 04

CONTENTS

第1回公開シンポジウムレポート

「著作権だけではない！

デジタルアーカイブと法制度の新たな課題解決にむけて」

第3回講演会レポート

「何をどうアーカイブするのか

ーオーラル・ヒストリーの視角からー」

会社紹介

『テキスト生成研究とデジタル・アーカイブ』

石田 英敬 東京大学 大学院 情報学環 / 総合文化研究科 教授

来年度活動予定

トピックス

「著作権だけではない！デジタルアーカイブと法制度の新たな課題解決にむけて」

主催デジタルアーカイブ学会、共催DAPCON・小学館により2017年12月5日に開催されました。

冒頭、青柳正規DAPCON会長による問題提起から始まり、永山裕二氏（内閣府知的財産戦略推進事務局次長）の来賓ご挨拶をいただいたのち、事例報告等の発表とパネルディスカッションが行われました。

日本美術全集のデジタル活用（擬似著作権） 清水芳郎氏（小学館出版局チーフプロデューサー）

2016年、「日本美術全集」全20巻を発刊した。日本美術の歴史と文化の象徴ともいえる貴重な美術作品を数多く収録したものである。日本美術を体系的にまとめた書籍の発行は難易度が高く、約半世紀ぶりになるという。

より多くの人に利用してもらいたいが、紙での配布には限界がある。デジタルなら容易にアクセスでき、多くの人が日本の文化財を楽しめるものができるのではないかとDAPCONの青柳会長に相談したことが登壇のきっかけだったと清水氏は語る。

日本の美術は絵画でも紙や絹に劣化しやすい顔料で描かれていたり、他国に比較してもその保管が困難である。品質を劣化させることなく保存・閲覧できるデジタルという特質を考えれば、日本美術を写し込んだ画像を長きに渡って保管できるデジタル

アーカイブは意義が深い。

しかし、美術品写真の掲載には、擬似著作権ともいえる権利関係の障壁がある。例えば、倉庫に保管してある過去の撮影フィルムなどもそのまま使用することはできない。日本美術・東洋美術・西洋美術のフィルムを再使用するには所蔵元である寺院や個人収集家に再度依頼し、対価を払った上で、使用目的も限定し許可されたものだけになる。

個人が撮影した写真も、デジタルでの扱いとなれば、どこまでもコピーされ続けることを懸念し所有者が拒絶反応を示すことが多い。こうした権利問題や通例が緩和され、貴重な美術作品をより多くの人を楽しめるような未来がくることに期待する。

記録映画フィルムの移管（所有権） 浜崎友子氏（記録映画保存センター）

記録映画保存センターは2009年に発足。以来、フィルムセンターへ1万缶以上に及ぶ映画フィルムの原版を寄贈する活動をしてきた。

フィルムは常温での長期保管が難しく、多くのフィルムがビネガーシンドロームと呼ばれる酢酸ガスの汚染にさらされ劣化し再生できなくなる。それを防ぐため、多くの記録映画を「フィルム専用の保管庫」に移管する活動を行ってきたのである。

しかし、法律に阻まれ寄贈できないフィルムの問題がある。現像所に存在する返却先不明のフィルム、すなわちオーファンフィルム問題である。長年の商習慣によって、映画会社が製作したフィルムを現像所がオリジナル原盤を保管してきた。そのフィルムの多くが、どこから預かったのかわからないオーファンフィルムとなっ

ている。

ここに「所有権」の壁がある。所有権のないものを、勝手に国のものにはできない。これが著作権以上にハードルが高いというのである。

現在、一部の現像所が返却先の調査を進め、オーファンフィルムの数は大幅に減り、約8600缶から約1000缶になってはいる。しかし、その先が進まない。このようなオーファンフィルムは、法律の専門家、研究者、映像業界各団体等と長年検討を続けているが、法律の壁のせいで時間ばかりが経過している。

貴重な映画フィルムが刻一刻と劣化していく現状に、ひとつでも多くの貴重な映画フィルムが後世に受け継がれるよう活動を続けていく必要がある。

震災アーカイブの公開（肖像権） 長坂俊成氏（立教大学教授 一般社団法人協働プラットフォーム代表理事）

長坂氏は実際に経験したことを主に話を進めた。

震災において撮影された写真や映像の公開については、自治体によって見解の差が大きいという。例えば市町村の場合、自治体が集めたコンテンツを図書館から提供要請があった際にはどうしているのだろうか。提供や公開のポリシーは、自治体によってさまざまである。

東日本大震災のコンテンツは、いまだにすべて非公開のところもある。一般公開している自治体もある。一般公開が許可されたものにも条件や制限があり、思いのほか公開されていないケースが多いと言う。

「肖像権」はどう取り扱われているのだろうか。顔が大きく写っているもの、真正面から写されているものは個人が特定されるから許可できない。あるいは、例えば身なりが乱れているものは、

人格権に関わるため掲載がNGになる。

さらに未成年は保護者の許可が必要である。実質、そこまで一つ一つについて確認することは不可能で、すべてを非公開にするという対応をとらざるを得ないのが現状である。当時の証言についても、未成年者は保護者の同意が、また、障害者については親族や成年後見人の同意が求められる場合もある。

しかし、報道機関は許容されている範囲が大きく、実際に新聞には大きく被災者の顔が写っているものが掲載されている。自治体が報道機関のガイドラインに沿って了解するポリシーにしてはどうかと検討する動きもあったが、結局、認可は得られないことが多い。犯罪の誘発や被災者へのショックを危惧するむきもある。

震災の事実を公開する意義と、個人を守ることのバランスが今後も課題となりそうである。

法的問題の全体見取り図 福井健策氏（骨董通り法律事務所パートナー弁護士）

芸術作品をデジタルアーカイブすることを考えるとき、その利用についての法的権利を無視することはできない。

一つの作品に対して、適用される法律は一つではなく、作品の種類によっては、著作権、著作隣接権、所有権、肖像権・プライバシー等が複数働く場合もある。

権利者に禁止権があるかないかが問題になるが、肖像権などケースバイケースのものが一番厄介である。

厄介な所有者のいない所有権問題

前述にもあった記録映画の所有者不明問題については、「時効取得」や「寄託の終了」などの解決策が紹介されたが、いずれも所要時間や条件の難易度で難しさがあるという。吉見俊哉教授直伝という冗談が紹介され会場を沸かせた。夜中にフィルムを大量に捨て、それを拾い遺失物として警察に届け、しかるべき期限ののちに法的に所有権を得る方法

という。それほどまでに、所有者のわからない作品にとって所有権という法律は厄介な問題なのであろう。

さらに福井氏が名付けたという「擬似著作権」問題もある。法的に正式な権利がなくとも、所有者が主張する場合がある。例として坂本龍馬の切手に使われたお龍の写真が、所蔵していた古写真研究家が使用を許可しないと主張したために販売中止になったことを取り上げた。

ほかにも、肖像権の判断の難しさを判断基準の詳細を紹介しつつ解説した。

不明権利者の問題については、使ったのちに権利者が現れたら公開を中止する「オプトアウトの制度」の導入など、現実的な解釈での準法的なガイドライン策定を求めたいと意見を述べられた。



《まとめ》作品と権利	利用類型	著作権（文芸 ^{*1} ・脚本 ^{*1} ・音楽 ^{*1} ・映像・美術・写真等）	著作隣接権（演奏家・歌手・俳優・実演家）	著作隣接権（収録された音源・原盤）	所有権	肖像権・プライバシー等
	現物寄贈・移管	—	—	—	○	—
	現物展示	美術作品は○	—	—	○	△
	複製（デジタル化含む）	○	△（映画などワンチャンスで消滅）	○	—	△
	上映・再生	○	—	—	—	△
	放送・有線放送	○	△（映画・レコードなどワンチャンスで消滅） ^{*2}	— ^{*2}	—	△
	ネット配信	○	△（映画などワンチャンスで消滅）	○	—	△
	公衆貸与	○	○ ^{*2}	○ ^{*2}	現物は○	△

○：権利者に禁止件あり＝許諾必要 —：禁止件なし △：ケースバイケース

^{*1}権利者団体があり、権利者を見つけやすかったり、利用ルールが存在する場合がある。 ^{*2}一部報酬請求権化

→著作物の約半数は権利者不明の「オーファンワークス（孤児著作物）」か：文化庁「利用裁定」制度

オーファンワークス処理の現在 瀬尾太一氏（日本写真著作権協会常務理事）

所有者不明の作品であるオーファンワークス問題は、写真に大きく関係することである、と口火を切った。

2015 年より、権利者団体の中で、権利者が自ら解決に向けて取り組んできた。これに基づき、文化庁の委託事業として、これまでに例を見ない権利者による実証事業が行われている。これまで 2 回にわたって行われた実証事業について詳細が報告された。

第1回の実証事業では、裁定制度についての「相当の努力」にあたる「権利者の搜索」と「文化庁への申請手続き」について、権利者団体が中心となりその作業を行った。実際の作業を通じて、利用者の負担を軽減し、かつ権利者の権利を損ねない裁定制度について検討された。

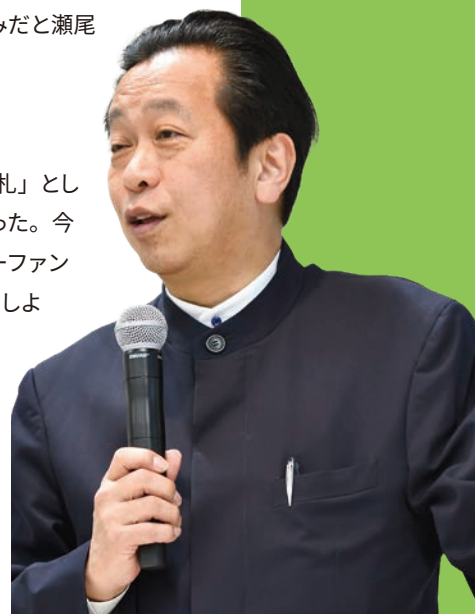
平成 29 年度の第2回実証事業では、以前に実施した作業結果を踏まえて課題を洗い出し、多くの手間と時間をいかに効率化できるかなど、より実用的な裁定制度の円滑化について、再度の検討が進められた。

権利者団体自らこのような事業を行うことは非常に珍しいケースであり、世界初の試みだと瀬尾氏は語った。

裁定制度についての考え方

これまでの、裁定制度は「最後の切り札」として利用するものとしての位置付けであった。今後は、簡易なステップさえ踏めばオーファンワークスは基本的に使って良い方向にしようという動きに変わってきている。

オーファンワークス処理は、作品の経済価値を再発見することになり、利用者だけでなく権利者にとっても有益な結果をもたらすはずだ、と説かれた。



■ パネルディスカッション「これからどう取り組めばいいのか」

今後の取り組みについてパネルディスカッションが行われました。パネリストは次の4名。

司会を務めたのは、骨董通り法律事務所パートナー弁護士 福井健策氏。そして、三菱UFJリサーチ&コンサルティング芸術・文化政策センター長 太下義之氏。日本写真著作権協会常務理事 瀬尾太一氏。プロダクション・アイジー アーカイブグループリーダー 山川道子氏。

まず、福井弁護士の司会で、「所有者問題」「肖像権問題の実態」「解決策」の3点についてのフリートークが提案されました。

瀬尾氏：写真の場合、所有者がわからないから使えないことがある。使っても誰も損害を受けないものでも、不明な所有者に権利があるせいで使えなくなっている。コンプライアンスが浸透していて。そして著作権がわからない場合がさらに問題です。とにかく、このような制度のためにできないことが多すぎる社会は発展しない。

山川氏：アニメーションでいえば、作品を作る際に、キャラクターデザインは大勢の人間がかかわって作っていく。そのため権利者が多いので煩雑。そして、30年前の資料などはもはや誰がクリエイトしたのかわからない。そうすると、それは使えなくなる。

福井氏：肖像権の問題については？

瀬尾氏：肖像権を配慮して人を避けていたら、街の写真がまるで廃墟のようになったということがありました。人の顔はコミュニケーションにおけるいわばアイコンですから。アイコンがなければその社会はコミュニケーション不全に陥る。気にしていたら時代の記録がなくなってしまうので、とにかく使えるか否かにかかわらず、まずは撮影しておく。そうしなければ記録が残らない。

ここで、会場にも意見が求められた。肖像権は「過剰になっていると思う」に手をあげた参加者がほとんどで、「もっと大事にすべき」に挙手した人は数名であった。

瀬尾氏：肖像権に過敏になりすぎて、人が写っているだけですべての写真が使えなくなってしまうのは問題。

山川氏：アニメのメイキングビデオを撮影した際に、社員の机の上の私物が映り込むのだが、撮影時は許可を取るから問題ない。しかし、それを再使用するとき

にも許可を得なければならないので、退社してしまった社員の許可を取るのは難しい。実際には、使ってしまったって、問題になったら取り下げる方法をとっている。

福井氏：肖像権利者団体はないので、誰に聞いて良いかわからないのが実態。権利者団体がある方が使いやすいという面もある。

瀬尾氏：権利が曖昧なことを認識した上で、使用のガイドラインを定め、侵害した場合は保険でカバーできるようにすれば良いのではないかと。訴えられるリスクの方が低いので保険も安価にできるのでは。

太下氏：写真を使われることが問題視されがちだが、使ってもらっても構わないという人たちもいる。その人たちにどう表明してもらうかということと、実際に問題が起きた時に対処する方法や相談できる窓口があった方がいい。

福井氏：肖像権のクリエイティブコモンズが生まれればいい。個人が意思表示できるように。

肖像権の裁定制度を作るといのはどうでしょう？

瀬尾氏：誰がするのが難しい。保険会社が適任だと思う。

山川氏：アーカイブができていないから所有者がわからない。アーカイブされていて、何がどこにあるのかの目録があり、使う人の判断に任せられるのが理想。権利をアーカイブして著作権や肖像権が簡単に検索できるようになるといい。

太下氏：日本人は生真面目なので、アーカイブを作ることが義務になりやらされ仕事になってしまう。アーカイブの価値を広く伝える必要がある。日本でこのようなアーカイブの議論をしているのは200~300人くらいしかいない。アーカイブの社会化が望まれる。

会場からは、個人情報公開されることで犯罪の助長になることが懸念される声もあがるなど、考慮すべきことも多い。

本パネルディスカッションでは、現場の実態を踏まえた現実的な希望が話し合われた形になり、今後の課題が浮き彫りになった。



第三回 講演会レポート

「何をどうアーカイブするのかーオーラル・ヒストリーの視角からー」

2018年2月5日、学士会館にて、DAPCON第3回総会に続き、
東京大学名誉教授の御厨貴氏にご登壇いただき講演会が開催されました。

「2011年、東日本大震災をきっかけに、デジタルアーカイブの重要性が語られるようになり、さまざまな方々と協力してきた」と御厨氏は口火を切った。

米国のオーラルヒストリーの方式を日本に導入して四半世紀になるという。第一線から引退された政治家や行政官の方々に、ご自身の一生を通じての政治や行政とのかかわりを語っていただき史実として残す活動を続けてきた。

オーラルを文章化する難しさ

オーラルヒストリーは、口述を録音し文章化しさらに手を入れて編集するのが通例だ。1990年代にオーラルヒストリーを文科省の科学研究費で実施した際、研究費として文字化する作業費を計上したら、認めてもらえなかった。簡単な作業だと思われ、大学院生に作業させてはどうかと言われたのだ。しかし、うまくいくはずはなかった。高度なスキルを持つ者でなければ文字化の品質は担保できない。録音した音声文字化することは、誰もができる作業ではなく、正確な文字化は高度な知的作業を要するものだ。その難しさを認めてもらえず、予算のない中で当初は苦労したという。専門家を育成しないとオーラルヒストリーの分野は伸びていけないことがわかっていった。

1997年、政策研究大学院大学がオーラルヒストリーを専門分野にした際そこでテープ起こしの作業にはそれなりのコストが必要だと分かってもらうようにしていった。

そして、1年間で5億円、期間にして5年間のプロジェクトが立ち上がった。それから25年の月日をかけてテープ起こしができる専門人材を育成してきたのだという。

講師

東京大学名誉教授
御厨 貴

活かされる道を求めて商業出版へ

単なる報告書として研究者用に作っても一般の人々は読んでくれない。「書籍にすることで、人々の興味を引き読んでもらえるようになる」と考え、オーラルヒストリーを商業出版へとつなげていった。商業出版することで認知度が高くなり、ひいてはホームページのアクセスも増える。多くの人々に読んでもらえるように、報告書のスタイルで記録されていたものを次々に書籍化している。

政治家から過去の事実を聞き出せるのか

1990年代初めまでは、オーラルのヒアリングは政治家や官僚に応じてもらえなかった。政治家や官僚は自身がしてきたことを他言したくないものだった。

事件の証言を求めても、資料は既に公開しているのだから、文献にあたればそれでよいと言われる。しかし、素人が読んでもどこが重要なポイントになるのか官庁文書は皆目見当がつかない。交渉を重ねて、最終的に将来のために残そうと、公開しない条件つきでインタビューに応じてもらったこともあるという。

また、ある時ヒアリングした元官僚が、あまりにも理路整

然と時系列も間違いなく詳細に話されるので、奇妙に思っていた。すると事前にその人が、「オーラルとは正確に語らなくてはならないものだ」と思いこみ、事前に現役官僚に文献通りにブリーフィングしてもらっていたということもあった。そうになってしまうと意味がない。

後藤田正晴氏「情と理」出版のいきさつ

1990年代、政治の史実を残すため3人の

(次頁へ)





政治家にヒアリングさせて欲しいとアプローチしたが、その内の1人であった後藤田正晴氏だけはなかなか承諾を得られなかった。交渉に非常に難航したが、粘り強く依頼した結果、なんとかヒアリングできることになった。

まずは数回の許可を得て月に1度足を運んだが、結局27回続き、2年半という長きに渡って話を聞くことができた。

当初は、公表はできないという約束で始めたが、話していくうちに徐々に状況が変わり、1990年代終盤にはついに「情と理」として講談社より書籍の出版にまで至った。本書は、上下2巻で20万部の売れ行きを見せた。今も文庫化までされ売れ続けている。通常では考えられない、オーラルヒストリー史上初のベストセラーとなった。今やロングセラーになり、当時を知らない人までが読む古典的価値を持つようになった。

このようにオーラルヒストリーとは一過性の作業ではない。国民の知的財産として残されていく。政治家の方々だけでなく文化人のオーラルヒストリーも手がけてきた。

そうやって、この25年間で、古典的価値を持つオーラルヒストリーをいくつか産み出してきた。

さまざまな価値を持つオーラルヒストリー

以前は、オーラルヒストリーといえば、単なる「聞き書き」として、研究のための補助手段として見られることが多かった。そうではなく、オーラルヒストリーは作品だという。「できあがったものは、他人である伝記作家が書いた評伝より深味があり、優れていることを実証してきた」と御厨氏は語る。

現在手がけている中に、東日本大震災の証言がある。復興現場へ行き、主に町役場の職員にヒアリングしている。

興味深いことに、部署によって活気が異なる。一番活力を感じるのは「街づくり課」、元気がないのが「産業誘致課」と「雇用推進課」だ。毎年ヒアリングしていると見えてくるものがある。それが復興の参考になるという。

オーラルヒストリーの電子化とそのリスク

ここ10年間は、オーラルデータを文書化したものを電子媒体化している。しかし、電子媒体にする際には、不正アクセスの問題がある。我々が危惧するのは、何よりも文書が改ざんされることだ。公開された瞬間にその危険性がつきまとう。米国で実際にあった事例では、当事者がしてもいないことをしたかのように、いつの間にかデータが改ざんされていた。米国では同様の事件が何度も起こっている。防御策はというと、データ改ざんについては、防御する側と責める側のいちごっこになっている状況である。

オーラルヒストリーのカタログ化

講演終了後に会場から手が挙がった。

「デジタル時代の現代、今後チャレンジしていきたい、ということはあるでしょうか」という質問に御厨氏は次のように答えた。

全国で、さまざまな場所、さまざまな人がオーラルヒストリーを作っている。しかし、その全体像が見えない。全国のオーラルヒストリー活動の全貌を掴み、それをカタログ化したい。どのオーラルヒストリーが、どうすれば見ることができなのか、所有者は誰なのか、デジタル掲載があるのかどうかなどを、誰もが一覧できるカタログを作りたい。

著作権は誰になるのか？

続いて、オーラルヒストリーの著作権について質問があげられた。それについては難しいところがあると御厨氏は答えた。

今日に至るまで著作権の問題は明確になっていない。オーラルヒストリーの第一の著作権者は話者である。話したものが音声データ化しているのであれば、これは話し手の物だと言える。しかし、一旦、文字化されると、その瞬間に我々は共同著者になるのではないかと。弁護士に尋ねて見たところ、一度訴えられてみるといいと言う。判決が出ればそれが決定だと。「それはやめておきました」と御厨氏は笑った。この著作権の問題は実際のところ、まだ明らかにされていないという。報酬についても同様で、話した人と編集した人がどう分配するのかは、決まっておらず難しい問題だと説明した。

デジタルアーカイブは、さまざまな種類のデータが対象になり、それぞれの課題がそこに存在する。しかし、それぞれがもつ特有な事情とともに、データの価値もまた特異性があり、貴重なものなのだと感じさせられる講演であった。

オーラルヒストリーがもつ可能性が、デジタルアーカイブされることにより、さらなる広がりを見せることに今後も注目したい。

会社紹介（第3回）

DAPCONのメンバー企業をご紹介します。

エヌ・ティ・ティラーニングシステムズ株式会社

危機管理に関してお客様が抱える課題解決を一貫してご支援します。

当社は、1987年9月に設立され、NTTグループ企業向けの教育・研修事業をコア事業としつつ、NTTグループ内外の企業に対し、学校教育のICT化支援を含めた総合教育研修ソリューションの提供、Web技術を活かした各種システムの構築・運用などのWebソリューションの提供、デジタル映像制作・編集技術を活かした各種映像ソリューションの提供などを行っております。危機管理・防災分野におきましては、コンサルティングからシステム/人材育成評価・運用までトータルでサポートできるソリューションを取り揃えております。

【コンサルティング】 有事に機能する実践的なBCPとは？をテーマに、業務特性に適ったBCPの策定とBCP文化の醸成につながるBCMの構築を通じて危機管理に強い企業ブランド作りに貢献します。

【システム】 危機発生時における情報共有を行い、①情報伝達速度の向上、②組織/拠点を越えた組織の状況認識の統一、③意思決定の品質向上により組織の災害対応を支援します。

【人材育成】 防災士育成研修・防災リーダー養成研修等、地域や企業において災害時にリーダーとして対応できる人材を育成します。知識付与から実践力の養成まで、集合研修・eラーニングをご用意しています。

【評価・運用】 策定したBCPの改善・活用を目指し、刻々と変化する外部環境に柔軟に対応できる仕組み作りを支援します。部門毎に留まらない全体最適のBCMを構築し、全社レベルでの危機管理能力の向上を目指し、組織風土改革に繋がります。



ソリューションイメージ

Oracle Corporation

オラクルのご紹介 (Oracle Corporation)

オラクルは、アメリカ合衆国カリフォルニア州に本拠を置き、SaaS (Software As A Service)、PaaS (Platform As A Service)、IaaS (Infrastructure As A Service)、DaaS (Data As A Service) への最先端のケイパビリティを提供しており、同時に、豊富なソフトウェアスイートとハードウェア製品、ソリューション、コンサルティング、サポートサービス、教育事業を、オンプレミス、ハイブリッド・クラウド、そしてパブリック・クラウドへ展開しています。デジタルアーカイブ推進コンソーシアム (DAPCON) には、その設立趣旨であるインフラとしてのデジタルアーカイブの整備・活用は、緊急の課題であり、その促進に向けた取り組みが必要となっていること、そして、今日、直面する課題解決が必要であることに賛同し、他のメンバーと共同で取り組むことを念頭に参加しております。

オラクルのアーカイブソリューション

オラクルのアーカイブソリューションは、フラッシュ、ディスク、テープストレージ、並びにクラウドを包括したティアドストレージというアーキテクチャを用いており、アプリケーションにトランスペアレント、かつ、大変堅牢なソフトウェアと、ポリシーベースのマネジメントを、マイグレーションとデータ保護の実現へ向けて、ティアドストレージ層へ提供しております。アーカイブは、記録と保存を意味しますが、ITの側面からは、非構造データ (フィックスコンテンツ) の長期保管を意味します。今日をリードするクラウド・プロバイダー、科学研究機関、公共企業、さらに、大企業では、アーカイブのニーズに関しては、オラクルへの信頼はゆるぎないものとなっております。

オラクルのストレージ・ソリューションでは、オンプレミス、ハイブリッド・クラウド、パブリック・クラウド・ストレージを、容量別に、TBクラスから、PB、そしてEBクラスまで提供しております。オラクルのソリューションは、オラクルDIVA (リッチメディア)、オラクルHSM (NASとプライベート・クラウド) と緊密にインテグレートされております。今日、膨大なデータをマネージ、アーカイブするさまざまな局面を、オラクルのアーカイブソリューションがリードしております。オラクルは、DAPCONの設立趣旨に賛同し、参加しております。



テキスト生成研究とデジタル・アーカイブ

石田 英敬 東京大学 大学院 情報学環 / 総合文化研究科 教授

人文学の最も基礎的な研究のひとつに草稿研究がある。生成研究とも呼ばれて、作家や思想家の作品がどのように生み出されたのかを、残された草稿にもとづいて再構成して研究する。私も自分の研究史のなかで幾人かの詩人や思想家に関してそうした研究を手がけてきた。

私の研究は多くフランスを中心としたヨーロッパの作者を扱うことが多い。

難解で知られる一九世紀の仏詩人マラルメの詩の研究で1000頁の博士論文をパリ大学に提出したのが私のキャリアの始まりだが、扱った作品のなかでも最も難解なテキストが後に詩人の最終作に発展する「イジチュール」草稿群(1869-1871頃)だ。この作品、私が博論を書いた1980年代初めには手稿は個人所蔵でまだドゥーセ文学図書館に入っていなかった。1925年刊行のNRF版には詩人の婿ボニオ博士が載せた草稿のリトグラフが2頁あるのみ、他方、Gallimard書店から文庫版刊行のために詩人イヴ・ボンヌフォアが個人蔵の手稿を書き写したコピーを恩師の渡辺守章先生からコピーさせていたので参考にして博論を執筆した。この超難解なテキストはいまでも諳んじることができる。その呪文のような音の響き合いをとおして詩人の意識が立ち上がるさまがありありと追体験できるものだ。この草稿群いまではドゥーセ文学図書館のデジタル・アーカイブで見事に公開されている(Bibliothèque littéraire Jacques Doucet Fonds spécifiques MNR Collection Henri Mondor Mallarmé Igitur, Déchet, La Folie d'Elbehnon)。

哲学者のミシェル・フーコーの草稿もよく知っているものの一つだ。20年ほど前に在外研究でパリに滞在していた時期が、伴侶だったダニエル・ドフェール氏がBNF(仏国立図書館)に遺稿を寄贈した頃で、同氏に紹介してもらって、まだ綴じられていない『知の考古学』の準備草稿を閲覧することができた。この『知の考古学』(1969)の準備稿は興味がつきないもので、大発見だった。ドフェール氏によればいままでも全体を読んだことはないということで、書き手のフーコーの次に全体に目をおして書

き写したのが、この私だった。そのときの知的興奮はいまでもありありと憶えている。この手稿はまだアーカイブに公開されていないが、『言葉と物』(1966)の準備のためのノートなどは公開されていて、歴史研究のためにあらゆる文献資料の抜き書きのノートをつくっていたことが分かる。思想が生み出される生成の現場が手に取るように辿れるのである。

さらに最近の発見では、フロイトの『夢解釈Die Traumdeutung』(1899)の研究がある。フロイトはドイツ語で書いたが、著作の刊行と同時に手稿は焼き捨てることを習慣としていた。だから、『夢解釈』などは草稿が残っていない。それでもデジタル・アーカイブによっていろいろなことが分かる。永年典拠とされてきたフロイトの全集(Gesammelte Werke, Standard Edition)には多くの問題点がある。『夢解釈』第七章「夢過程の心理学」の第一次局所論の図は、今の流通版は、1899年の初版の図から相当にずれたものになっていることを数年前に私自身は発見した。フロイトが神経学から精神分析へと転換を遂げた決定的な個所で、ニューロンの「通道」という神経学者時代のセオリーが書き込まれていたのだというのが、私の仮説である。この発見は、『夢解釈』の刊行版を比較することができるようになって可能になった。これもデジタル・アーカイブが可能にした発見である。いまこの発見を手掛かりにしてフロイトの新解釈を世に問うている。

デジタル・アーカイブは、世界にひとつしか存在していない歴史的記録をどこからでもアクセス可能にし、多くの発見をもたらしてくれる。もちろん、知識と文献を読む力量をもつプロの研究者でなければ公開されている資料を適切に使いこなすことはできない。草稿研究などはやはり現物を実際に手にしたことのない者では理解不能部分が多い。しかし、かつては何ヶ月も現地に滞在して研究図書館の草稿部門でひたすら書き写し、各地の図書館に出向いて版を比較検討する大な時間を要した作業が、これほどまでに容易になったことは、人文学研究の動向を一変させずにはいない。

来年度活動予定

来年度 活動予定	2018												2019		
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
パイロット事業	関連省庁への 提案、予算化				コンテンツ収集、デジタル化										
	地方自治体、大学、NPOとの連携準備				システム構築										
シンポジウム、 講演会等	… 2017年度 第3回講演会 (御厨先生)		… 2018年度 第1回講演会				… 2018年度 第2回講演会 … 第1回 シンポジウム						… 2018年度 第3回講演会		
連続セミナー	2017年度連続セミナー				2018年度連続セミナー（全6回）										
デジタルアーカイブ 推進基本法	国会審議状況に応じて、デジタルアーカイブ学会と連携して活動														
関係省庁や 業界団体との連携	内閣府、総務省、経済産業省、観光庁、文化庁、東京文化資源会議、デジタル文化財創出機構等と連携して活動														

トピックス

DAPCON: デジタルアーカイブ推進コンソーシアム DARA: デジタルアーカイブ研究機関連絡会 JSDA: デジタルアーカイブ学会

▶ 12/6, 1/10, 3/2-3 | DAPCON: 第4回、第5回、第6回デジタルアーカイブ連続セミナー

▶ 1/11 | DAPCON: 第10回幹事会開催

▶ 1/30 | DARA: 第6回連絡会開催

▶ 2/5 | DAPCON: 第3回総会、第3回講演会開催

基調講演: 御厨貴氏(東京大学名誉教授/DAPCON顧問)

▶ 2/8 | JSDA: デジタルアーカイブIN北海道&岐阜の開催

デジタルアーカイブ学会人材養成部会、コミュニティーアーカイブ部会主催の研究会。

▶ 2/9 | JSDA: 第4回定例研究会開催

・井佐原均氏(豊橋技術科学大学)「産業日本語研究会の活動と今後の方向」

・田中直人氏(文化学園大学)「服飾分野におけるデジタルアーカイブ構築に向けての現状と課題」

▶ 2/23 | JSDA: EUROPEANAの翻刻プロジェクトと日本の翻刻プロジェクトの開催

デジタルアーカイブ学会技術部会と一般財団法人人文情報学研究所との共催。

・飯倉洋一氏(大阪大学大学院文学研究科)「クラウドソーシング翻刻のための基盤形成: 日本古典籍の場合」(逐次通訳付き)

・Frank Drauschke氏「共通の歴史を市民の手で—Europeana 1914–1918と翻刻」(逐次通訳付き)

▶ 3/9-10 | JSDA: 第2回研究大会開催

東京大学本郷キャンパスにて開催。

・基調講演は角川歴彦(株)KADOKAWA取締役会長「コンテンツ産業とデジタルアーカイブ(仮題)」。